

全国科学博物館協議会研究発表大会運営委員会設置要綱

令和6年7月4日制定

1. 設置目的

全国科学博物館協議会（以下「全科協」という。）研究発表大会を開催するにあたり、テーマや発表者の選定等企画方法について検討するため、全科協研究発表大会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2. 運営委員会の構成

運営委員会は、理事長により委嘱された次の運営委員若干名をもって構成する。

- (1) 原則として前年度本大会開催館に所属する者、当年度本大会開催館に所属する者、および全科協事務局に所属する者をもって構成する。
- (2) 上記のほか必要に応じ、理事長の指名する者を加えることができる。
- (3) 庶務は全科協事務局が行うものとする。

3. 任期

運営委員の任期は、委嘱を受けた日から翌年の3月末日までとし、再任を妨げない。

4. 職務

運営委員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 開催方針の検討  
過去の研究発表大会実績および博物館に係る社会の動向を踏まえたうえで、テーマや開催方針を検討する。
- (2) 研究発表大会運営に係る助言  
大会の進行プログラム検討において助言を行う。発表者が多い場合にテーマを考慮し発表者の選定を行う。また研究発表大会当日、分担して運営を行う。
- (3) その他

5. 運営委員会の開催

原則として年2回程度とする。

6. 交通費及び旅費

運営委員には運営委員会の現地出席等で必要な都度、交通費及び旅費を支給する。

附 則

この運営委員会の設置は、令和7年4月1日から実施する。